

ビジネスホテル SANTA 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名
 - (2) 電話番号等の連絡先
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に次いで違約金の順序で充当し、残額があれば、宿泊客に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者である、不衛生であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 都道府県条例第条(第号)の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(9) 次条の登録をしないとき。

(10) 第11条の支払いをしないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(氏名等の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項の明告を求めることがあります。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、連絡先、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、在留カード等の在留資格を証する書類、旅券番号(写しを取得)

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間(チェックアウトタイム)は、翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、フロントに当日午前10時までに連絡した上で終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定めるチェックアウトタイム後の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 1 時間までは、500 円/人
- (2) 超過 2 時間までは、1,000 円/人
- (3) 超過 2 時間超は、1 泊料金

(利用規則の遵守)

第 9 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 10 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

- (1) フロントサービス時間:
 - イ.門限 : なし
 - ロ.フロントサービス : 5:30~24:00
- (2) 朝食サービス時間:
 - イ.朝食 : 6:00~8:30 (L.O.8:15)

2. 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊料金等の支払いは、通貨（日本円）又はクレジットカードにより、宿泊客のチェックインの際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 12 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、客室を提供できなくなった日の宿泊料金を含め、その後の宿泊料金は頂きません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条 不可抗力である場合を除き、宿泊客の携行品については、宿泊者がその種類及び価額を申告した携行品をフロントで保管した場合、当ホテルは、その物品の滅失又は毀損によって生じた損害を賠償する責任を負います。

2. 貨幣、有価証券その他の高価品については、フロントでの保管をお断りいたします。
3. フロントで保管しなかった宿泊客の携行品についての損害については、当ホテルに故意又は過失がない場合は、当ホテルは責任を負いません。また、当ホテルの過失による場合は、10 万円を当ホテルの損害賠償額の上限とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。（宛先が不明確の場合を除きます。）

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者から連絡を受ければ、指示を求めるものとします。ただし、所有者からの指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届け

るか、廃棄します。なお、飲食物または衛生管理上保管しにくい物については即日廃棄致します。

(駐車の問題)

第 16 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両及びその内部の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の問題)

第 17 条 宿泊客の行為により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その修理費用及び販売機会損失相当額を賠償していただきます。ルームキーを紛失された場合、5 万円をお支払いいただきます。

(専属的合意管轄裁判所)

第 18 条 本約款及び当ホテルの宿泊に関する紛争については、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第 1 違約金(第 5 条第 2 項関係)

契約解除の 通知を 受けた日		不 泊	当 日 15 時 ま で	前 日 ま で	7 日 前 ま で	21 日 前 ま で
一 般	9 名まで	100%	0%	0%	0%	0%
	10 名以上	100%	100%	50%	20%	0%
団 体	30 名以上	100%	100%	80%	50%	20%

(注 1) %は、基本宿泊料(税込)に対する違約金の比率です。

(注 2) 団体(10 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊予約総室数の 10% (端数が出た場合には切り上げ) 以内のキャンセルについては、違約金はいただきません。

(注 3) 個人(1 名~9 名まで)のお申込みであっても、宿泊予約総室数が 50 泊を超えた場合、団体予約としてみなすことがあります。

利用規則

1. お部屋への暖房用、炊事用等の火器やアイロン、調理器具等の持ち込みはご遠慮ください。
2. 客室のドアに「清掃不要」のカードを提示されている場合であっても、長時間に渡ってお客様と連絡が取れていない場合や火元の確認のために客室に入室することがあります。
3. ぬれた衣類やタオル等を乾燥させるために照明器具に乗せたりランプシェードにかけたりしますと火災の原因になります。大変危険ですので絶対になさらないでください。
4. その他火災の原因になるような行為や電力を大量に消費する行為をなさらないでください。
5. 外来のお客様と客室内でのご面会はお遠慮いただいております。ご宿泊登録者数を越える人数や登録されていない方のご宿泊は固くお断り致します。